

安城市情報セキュリティ規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

安城市長 三星元人

安城市規則第62号

安城市情報セキュリティ規則の一部を改正する規則

安城市情報セキュリティ規則（平成23年安城市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第13条第5項に次のただし書を加える。

ただし、クラウド・コンピューティング・サービス（市長が適当と認めるものに限る。）を利用するに当たり当該情報資産を保管し、又は持ち出す場合は、この限りでない。

第13条第7項中「について」を「について（第5項に規定するものを除く。）」に、同条第8項中「職員等は、」の次に「前項の許可を受けて」を加え、「ならず、重要性分類Ⅰ又は重要性分類Ⅱの情報資産に分類されるデータの複製移動等をする場合は、前項の許可があっても外部ネットワークに接続された情報システムに複製移動等をしては」を削る。

第17条第4項中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。